

産業廃棄物処理計画書

令和5年 5月 24日

高松市長 大西秀人 殿



提出者

住所 香川県高松市東ハゼ町877番地

氏名 株式会社 村上組

代表取締役 村上 博信

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 087-866-9164

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

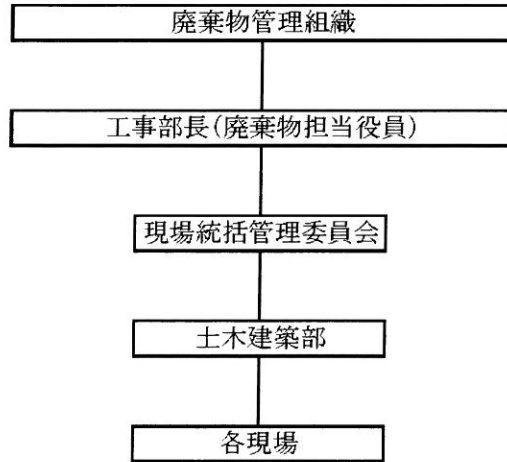
事業場の名称	株式会社 村上組
事業場の所在地	香川県高松市東ハゼ町877番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業 [0911]
②事業の規模	元請完成工事高(前年度実績) 5,249百万円
③従業員数	132名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 工事の性質上搬出量の多くなってしまいう廃棄物もあるが、混合廃棄物は分別することで減少させることが可能であるため、社員への周知・教育を実施してきた。		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 全土木課職員参加のブロック会議での周知を徹底する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の種類ごとに容器（収集コンテナ、分別BOX、分別袋等）を利用し、処理方法が異なるものが混在しないよう分別などが行われています。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工事現場のパトロール時に排出や保管状況のチェックを強化し出来ていない現場には指導を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

③ 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
③ 計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	

② 計画	【目標】	別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和4年度産業廃棄物発生量

がれき

別添-1

	コンクリート殻	アスファルト殻	その他 がれき	廃プラス チック類	金属くず	木くず	紙くず 繊維くず	ガラス、 陶磁器く ず	スレート (石綿含有)	石膏 ボード	汚泥	発砲 スチロール	石綿	混合
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
① 排出量	2,499.29	533.43	0.00	0.00	0.00	77.66	0.00	0.00	0.00	0.00	220.94	0.00	3.09	36.93
② 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量														
③ 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量														
④ 自ら中間処理により 減量する産業廃棄物 の量														
⑤ 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量														
⑥ 全処理委託量	2,499.29	533.43	0.00	0.00	0.00	77.66	0.00	0.00	0.00	0.00	220.94	0.00	3.09	36.93
⑦ 優良認定処理業者 への処理委託量														
⑧ 再生利用業者への 処理委託量	2,499.29	533.43	0.00	0.00	0.00	77.66	0.00	0.00	0.00	0.00	220.94	0.00	3.09	36.93
⑨ 認定熱回収業者への 処理委託量														
⑩ 認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	703	272												

総発生量 3,371.34 t

令和5年度の目標

別添-2

	コンクリート殻	アスファルト殻	その他 がれき	廃プラス チック類	金属くず	木くず	紙くず 繊維くず	カプス、 陶磁器く ず	スレート (石綿含有)	石膏 ボード	汚泥	発砲 スチロール	石綿	混合
	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)
① 排出量	2,000.0	400.0	5.0	2.0	1.0	50.0	1.0	1.0	0.0	0.0	150.0	0.0	0.0	30.0
② 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量														
③ 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量														
④ 自ら中間処理により 減量する産業廃棄物 の量														
⑤ 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量														
⑥ 全処理委託量	2,000.0	400.0	5.0	2.0	1.0	50.0	1.0	1.0	0.0	0.0	150.0	0.0	0.0	30.0
⑦ 優良認定処理業者 への処理委託量													0.0	
⑧ 再生利用業者への 処理委託量	2,000.0	400.0	5.0	2.0	1.0	50.0	1.0	1.0	0.0	0.0	150.0	0.0	0.0	30.0
⑨ 認定熱回収業者への 処理委託量														
⑩ 認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量														
発生目標量												2,640.0 t		

1. 会社の概要

(1) 会社名

株式会社 村上組

(2) 資本金

9,800万円

(3) 従業員数

132名

2. 当該事業場において現に行っている事業の概要

(1) 従業員数

1～5名

(2) 会社全体の建設工事元請完成工事高(令和4年度)

5,249百万円

(3) 産業廃棄物の種類、発生量(令和4年度実績)

種類 廃プラスチック、金属クズ、ガラス・陶磁器クズ、がれき類、汚泥、木クズ
紙繊維クズ、石膏ボード、発砲スチロール

発生量 3,371.34t

(4) 会社全体の建設工事完成工事高

5,910百万円

(5) 産業廃棄物排出現場数(令和4年度実績)

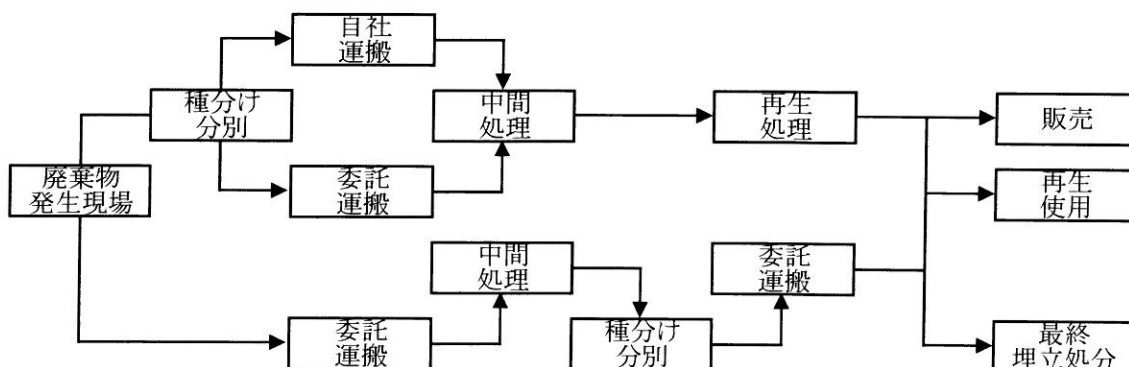
22件

(6) 事業展望

公共工事の現場が主な工事であり、再資源化への取組をしっかりと行ってきていますが、適正な廃棄物処理を継続していくために、社内はもちろん下請け業者への分別・再資源化の徹底を引き続き継続していきます。

ゴミを分別することで再資源化を図り、ゴミとして処分される廃棄物を可能な限り減少させていきます。

(7) 廃棄物処理フロー図



(8) 連絡先

(株) 村上組 : 土木建築部
担当者 : 1名
電話番号 : 087-866-9164

3. 策定事項

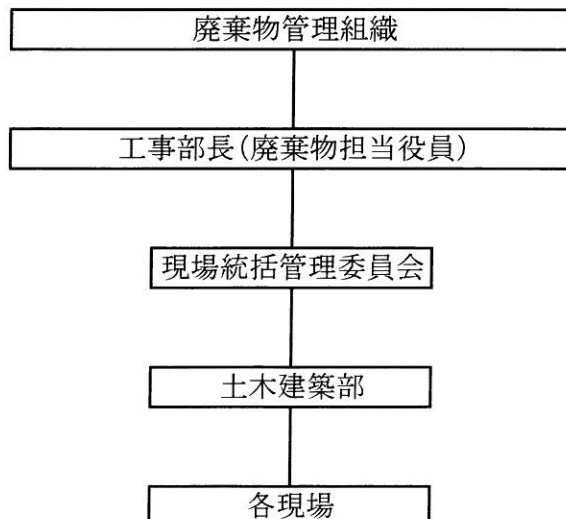
(1) 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

(イ) 責任者及び管理組織図

統括責任者		職・氏名 : 取締役専務 多田真二
廃棄物担当		組織名 : 現場統括環境管理部 組織人数 : 12名 職・氏名 : 取締役専務 多田真二
割	現場統括管理委員会	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長⇒工事部長・関連部署部課長 ・事務局⇒現場統括環境管理部
	廃棄物処理統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○現場の廃棄物管理規定の策定・改定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○監督官庁への各種報告
	廃棄物管理担当部長課長	○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用者の調査、選定及び管理 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○産業廃棄物の管理票の管理 ○その他関係する事項
	廃棄物管理現場担当代理人	○廃棄物処理計画の作成 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付 ○発注者への各種報告



(ロ) 教育・研修

- ◇ 課長以上の職員は、日本廃棄物処理施設技術管理者協議会及び、香川県産業廃棄物協会より送付される資料を基に管理に係わる法制度について勉強、研修し、また、協会主催の関係官庁の講習会等に参加し勉強、研修しています。
- ◇ 発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を現場職員に各部、各土木部のブロック会議の場で周知、徹底するための教育、研修を課長以上で行っています。
- ◇ 作業員及び関係業者には廃棄物の取り扱いの実務、関係法令、関係官庁の指導方法を各現場の現場代理人が教育、研修しています。

(ハ) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するために、各現場ごとに廃棄物の発生、分別、再生利用状況についてまとめ、いつでも情報公開できるようにしております。

(3) 産業廃棄物の排出の抑制、分別、再生利用、処理に関する事項

(イ) 現状、目標の設定

現状は廃棄物搬出量は増加・減少を繰り返しているが、目標設定は、前年度実績を参考に設定しています。

(ロ) 具体的取り組み

現場で発生する産業廃棄物は、その全体の80%以上がリサイクル可能な副産物であると思えます。現場で十分な分別を行い、中間処理場へ搬出し出来る限り有効な再資源として利用できるように指導します。

(ハ) 情報収集、管理

官公庁の産業廃棄物協会より発行される産業廃棄物再生利用情報及び、中間処理業者より具体的な、管理・再生利用法を管理部門で収集し、ブロック会議で定期的に職員に情報提供をしています。

(ニ) 中、長期的課題

- 現場における分別強化を図りリサイクルしやすいように排出することが必要である。
- 環境に配慮した製品(リサイクル製品等)の提案及び、使用にて廃棄物の利用促進を図る。
- 環境イベントの参加(清掃活動等)を積極的に行い環境に対する意識の啓発に取り組む。

(ホ) 委託処理の状況

当社には、中間処理施設・保管施設・廃棄物処理施設がないので委託処理契約を結び適切な排出をしております。委託処理契約は、現場代理人が委託業者と契約し、契約書の写しを発注者に渡し、正式契約書を本社にて5年間保管します。

4. 様式に定める事項

別途様式図に示します。